**○○自治会会則**

**（目的）**

**第１条**本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

　（１）会員相互の連絡に関すること

　（２）関係機関及び各種団体との連携協力に関すること

　（３）ごみ減量、リサイクル等環境保全に関すること

　（４）防災、防犯及び交通安全に関すること

　（５）福祉及び健康に関すること

　（６）祭り、運動会、文化祭等に関すること

　（７）その他本会の目的達成に必要なこと

**（名称及び事務所）**

**第２条**　本会は、○○○自治会と称し、事務所を○○○に置く。

**（区域）**

**第３条**本会の区域は、さいたま市○区△△町◎丁目全域とする。

・ さいたま市○区△町◎丁目×番地□号から×番地□号までとする。

・ さいたま市○区大字△△全域とする。

・ 別紙、区域図面の太線内の部分とする。

**（会員）**

**第４条**本会の会員は、第３条に定める区域内に居住する世帯主又はこれに準ずる者を対象とし、本会の入会、脱会は妨げないものとする。

**（役員）**

**第５条**本会に次の役員を置く。

　（１）会長　　　　　　１人　　　　（４）監事　　　　　　○人

　（２）副会長　　　　　○人　　　　（５）部長　　　　　　○人

　（３）会計　　　　　　○人

**（役員の選任）**

**第６条**役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　監事と会長、副会長及び会計は、相互に兼ねることはできない。

**（役員の職務）**

**第７条**会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　会計は、本会の会計事務を処理する。

４　監事は、本会の会計を監査する。

５　部長は、会長、副会長を補佐し、役員会の決定事項に基づき、専門部の活動を推進する。

**（役員の任期）**

**第8条**役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任し、又は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

**（班長）**

**第9条**　班長は、班を代表し、本会活動の推進及び班内の連絡、会費の徴収を行う。

**（専門部）**

**第10条**　本会の目的達成のため、専門部を設置することができる。

２　専門部の設置及び廃止については、役員会において決定する。

３　専門部の運営について必要な事項は、役員会で定める。

**（総会の種類及び構成）**

**第11条**本会の総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

**（総会の審議事項）**

**第12条**　総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

　（１）事業計画及び事業報告に関する事項

　（２）予算及び決算に関する事項

　（３）役員の選任に関する事項

　（４）会則に関する事項

　（５）その他、本会の運営上必要な事項

**（総会の開催）**

**第13条**総会は、会長が招集する。

２　定例総会は、年１回開催する。

３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

　（１）会長が必要と認めたとき。

　（２）全会員の○分の○以上から請求があったとき。

**（総会の議長）**

**第14条**総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

**（総会の定足数）**

**第15条**総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

**（議決）**

**第16条**　総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**（総会の書面表決等）**

**第17条**止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面（委任状）をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第15条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

**（総会の議事録及び議事録の公開）**

**第18条**総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　（１）日時及び場所

　（２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

　（３）開催目的、審議事項及び議決事項

　（４）議事の経過の概要及びその結果

　（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

３　会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

**（役員会の構成及び権能）**

**第19条**役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

２　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

　（１）総会に付議すべき事項

　（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

　（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**（役員会の招集及び議長）**

**第20条**役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

**（運営経費）**

**第21条**本会の運営に要する経費は、会費、補助金、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

**（会費）**

**第22条**会費は、１世帯月額○○○円とする。

２　会費の徴収方法は、別に定める。

**（会計年度）**

**第23条**本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

**（会則の変更）**

**第24条**この会則は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

**（委任）**

**第25条**この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

**附　則**

　この会則は、○年○月○日から施行する。